

●香川県告示第103号

湊川水系湊川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所砂防課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀